

過失相殺が認められた判例の概要

	事案の概要	判例要旨				結論
		規範部分等	過失相殺に係る規範部分	金融機関の過失	顧客の事情又は過失	
【1】 さいたま地裁 H16.6.25	<p>夕方から翌日未明の間に、自動車内のバッグに入れていた本件預金通帳2冊及び他行預金通帳3冊が盗まれた事案。本件通帳には副印鑑は貼付されておらず、届出印は別に保管されていたが、同時に盗取された他行通帳には、副印鑑が貼付されており、その印影は、本件届出印の印影と同じであった。預金者は同日午前11時頃、本件盗難に気づき、午後0時21分に喪失を届け出た。</p> <p>しかし、既に同日午前10時前に払戻請求者が来店し、窓口で払戻請求書2通を提示。窓口では肉眼で印鑑照合を行い、届出印の印影と本件払戻請求書2通(払戻請求書2通の印影は同じ)の印影には肉眼で判別できる違いが5つあったにもかかわらず、10時5分までに合計120万円の払戻しを行った。</p>	<p>民法478条の適用により、払戻しが有効とされるには、金融機関において、払戻請求者に正当な受領権限があると信じるとき無過失でなければならない。無過失であるというためには、払戻請求者が正当な権限を有しないのではないのかとの疑念を抱かせる特段の事情がない限り、印鑑照合を金融機関の窓口担当者において社会通念上一般に期待されている業務上の相当の注意を払って平面照合を行っていれば足りる。</p>	<p>(弁済者の過失が否定されない以上、民法478条の適用はなく、その弁済は無効とされるが、)無権限払出しがされたことについて真実の預金者に重大な帰責事由が存する場合にも、銀行の過失が否定されない以上、銀行は全額について二重払いしなければならないとするのは、当事者間の公平に反する。そこで、<u>真実の債権者に重大な過失がある場合には、公平の観点から、民法418条を類推適用して、その過失を斟酌し、過失相殺することができると解するのが相当。</u></p>	<p>本件払戻請求書2通の印影の特徴は、本印影が副印鑑の印影をスキャナーで読み取り、複製したものであることを強くかがわせるものであり、払戻請求者が正当な受領権限を有しないのではないのかとの疑念を抱かせる事情というべき。</p> <p>また、本件払戻しの態様は、開店後1時間程度しか経過していない午前10時ごろの取引である、預金残高に対する払戻請求金額の割合が高い、それまでに同割合の払戻しの実績がなかった等というものである。これは、無権限払戻の被害が多発している状況を受けて、多くの金融機関が定めていた預金払戻時の内部的取扱いにおいて、より慎重に本人確認すべき場合とされている取引態様に該当し、盗難通帳による無権限払戻しのおそれのある態様であった。</p> <p>→窓口担当者は、印影の平面照合にとどまらず、払戻請求者に対し、再度の押印や住所の記入、身分証明書の提示などを求めて本人確認する義務があったのに、これを怠っており、払戻請求者に正当な受領権限があると信じるにつき過失があった。</p>	<p>保険代理店の代表者であり、本件各口座において顧客からの保険金を管理しており、盗難預金通帳を悪用した無権限払戻被害が多発していることを新聞報道により認識していたのに、夕方の食事時以降、5冊の預金通帳が入ったバッグを乗用車内に置いたまま、同車両から離れ、翌日午前11時まで盗難の被害に遭ったことに気付かなかったというのであるから、<u>本件預金通帳及びその届出印の印影と同じ副印鑑を貼付した他行通帳の保管につき、重大な過失があり、本件払戻しがされたことについては、預金者にも看過しがたい帰責事由が存する。</u></p>	<p>民法418条を類推適用して、預金者の過失割合を3割とし、金融機関の責任を減ずるのが相当。</p> <p>負担割合 金融機関 7 預金者 3</p>
【2】 東京地裁 H11.4.22	<p>身内Aに管理を委ねていた総合口座通帳3冊(それぞれ別名義)が10月12日から16日の間になくなったが、Aは10月末になって初めて紛失に気づき、銀行にその旨連絡した。</p> <p>10月16日、払戻請求者が本件通帳3通と普通預金支払請求書を提出。窓口担当者は、名前の「清」が誤って「潔」と記載されていることを見過ごし、印影につき平面照合及び重ね合わせ照合をした上で、本件3口座合計で1500万円の払出しを行った(普通預金の残高を超える分については、預けられた貸付信託等を担保に、一定額まで自動的に融資できる)。なお、払戻し前に検印者が名前の誤記に気づき、担当者に指摘したが、担当者は、払戻請求者の「間違っって子供の名前を書いてしまった」との弁解を受け、本件払戻しについての正当な権限の有無を確認するための手立てを講じなかった。</p> <p>また、払戻請求者には、以下のような不審事由があった。最大払戻可能額を担当者に質問、1500万円の金員を現金で受領することを希望、従来の取引と比較して異例の多額の取引、払戻手続の際、手袋をはめたままであった、等。</p>	<p>総合口座取引規定9条1項「通帳や印章を失ったとき(中略)は、直ちに書面によって当店に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません」については、<u>銀行の過失の有無に関わらず、通帳の紛失の届出前に預金者において生じた損害について銀行が無条件に免責されることを定めた規定であると解することは到底できない。</u></p> <p>同規定10条「この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ひしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません」についても、<u>相当の注意をもって印影の照合さえすれば、損害について銀行は負わないことを定めた規定であると解することはできない。</u></p> <p>本件払戻しは、普通預金残高の払戻し、当座貸越による普通預金への振替入金払戻し等により構成されているが、本件払戻しを全体として一個の行為としてとらえ、民法478条の規定を類推適用。</p>	<p>氏名の誤記に気付かないまま、最大支払可能額を教示したり、1500万円の outgoing 手続を行っていた窓口担当者は、窓口対応において求められる注意義務を十分尽くしていたとは認められない。</p> <p>払戻請求者が普通預金払戻請求書の氏名を書き間違えたこと、払戻を請求している3口座のうち、少なくとも2口座については預金者本人ではないことが明らかであること等を併せ考えると、窓口担当者は<u>正当な権限の有無を確認するために身分証明書の提出を求め</u>る等の手立てを講じるべきであった。</p> <p>検印者に氏名の誤記を指摘された後も、払戻請求者の弁解を鵜呑みにして、正当な権限の有無を確かめる措置をとらなかったのは窓口担当者の過失。</p> <p>→銀行は本件払戻しにつき無過失であったとは認められない。</p>	<p>通帳の管理を一任されていた身内Aは、本件通帳の紛失(10月12日～16日頃)に10月末まで気付かなかったこと等から、<u>Aが通帳の保管について十分な注意を払っていたとは言えず、預金者らがAに通帳の管理を委ねていた以上、預金者らにも応分の責任があると考えられる。</u></p>	<p>通帳の管理を一任されていた身内Aにおいて、盗難ないし紛失しないように注意して通帳を管理し、紛失後は直ちに銀行に書面で届けていれば本件払戻しは起らなかったことを勘案すると、預金者らの過失割合は3割と定めるのが相当。</p> <p>負担割合 銀行 7 預金者 3</p>	

	事案の概要	判例要旨				
		規範部分等	過失相殺に係る規範部分	金融機関の過失	顧客の事情 又は過失	結論
【3】 東京地裁 H6.9.21	<p>預金者は、税制上の優遇措置を受けるため、本人達に無断でA・B夫婦の住民票を取り寄せ、A・Bの名義で銀行と貸付信託契約等を締結した。</p> <p>償還日が近くなり、銀行はA・B宅を訪れ、Bに貸付信託の継続を勧誘した。Bはまったく覚えがなかったが、死んだ義母が内緒で預けておいてくれたのかもしれないと考え、証書や印鑑はないが、払戻し可能か尋ねたところ、紛失届を出すよう指導されたため、同手続をしたうえ、貸付信託金884万円余りの払戻しを受けた。</p> <p>真の預金者は、その7ヵ月後に本件貸付信託の払戻しを求めたところ、すでにA・Bにより払い戻されていることを知ったもの。</p>	<p>民法478条所定の債権の準占有者に対する弁済については、弁済者たる債務者の善意無過失が必要。</p>	<p>本件は、貸付信託金の払戻を請求しているもので、債務不履行に基づく損害賠償を請求しているものではないから、民法418条所定の過失相殺をそのまま適用することはできない。</p> <p>しかし、本件事実関係の下では、銀行は預金者に対して全額の払戻しをした後、預金者及びA・Bに対して共同不法行為に基づく損害賠償を請求できること、A・Bは無資力であるから、実際問題としては、銀行は預金者に損害賠償請求することとなるが、この損害賠償請求訴訟では、結局、銀行と預金者のそれぞれの過失割合に応じて損害が分配されることになる。そうであるなら、本件訴訟において過失相殺を否定した上で別訴を提起させることは手続的にも迂遠であるし、仮に本件について過失相殺の規定を類推適用しても、当事者間の実質的公平を害することもないと考えられる。</p> <p>したがって、本件については、民法418条所定の過失相殺の規定を類推適用することができる。</p>	<p>A・Bは本件信託について何も知らなかったのであるから、銀行の職員がAに本件各信託の存在を教えなければ本事件は発生しようもなかったこと、A・Bは本件信託の証書も印鑑も所持していなかったばかりか、本件各信託の種類や金額などについて全く答えることができなかったのであるから、銀行の担当者としては、預金手続をしたと主張されているBの義母の筆跡を確認したり、締結当時の担当者に確認したりして、一般の払戻の場合よりは慎重な対応が求められていたと考えられることなどに鑑みれば、銀行には過失があるといふべき。</p> <p>なお、真の預金者が不正な方法でA・Bの住民票を提出していたことから、直ちに銀行の過失が否定されるものではない。</p>	<p>そもそも本件の問題は、預金者が課税を免れる目的をもって実在する他人名義を無断で利用して貸付信託契約を締結していることに端を発しており、このような行為が違法なものであることは明らかである上、本件信託の償還日(10月20日)から銀行がA・Bに対して払戻をする(同年11月25日)までの間に預金者が払戻を求めていれば本件問題は生じなかったことなどを総合勘案すれば、預金者の過失割合は3割と定めるのが相当。</p>	<p>預金者の過失割合は3割と定めるのが相当。</p> <p>負担割合 銀行 7 預金者 3</p>

【参考】金融機関・顧客双方の事情を勘案した判例の概要

	事案の概要	判例要旨			
		規範部分等	金融機関の過失	顧客の事情 又は過失	結論
秋田地裁 H10.12.21	<p>本件会員は、知り合いで生命保険勧誘員のAから、貸金業者に顧客を紹介すれば、貸金業者の社員が生命保険に加入してくれるので協力して欲しいと頼まれ、金銭は一切借りないとの説明を受け、Aと共に貸金業者に赴き、限度額借入契約を締結し、カードの交付を受けた。そして、Aからカードは不要だから処分すると告げられ、Aにカードを交付し、後にAから切断されたカードを見せられた。</p> <p>Aはこうして騙取した本件カードと、会員が契約書を作成している際に傍らで盗み見た暗証番号を利用して、1年4ヶ月余りの間に少なくとも約100回にわたり、合計51万円を貸金業者のATMから引き出した。(なお、Aは同様の手口で約20名からカードを騙取したうえ利用し、有罪判決を受けている。)</p> <p>貸金業者の従業員Bは、Aと面識があり、Aから本件会員のほか十数名の会員の紹介を受けていた。これらの会員が入会申込書を作成する際、Aが傍らで助言していたが、従業員は暗証番号の秘匿性等に関し、何らの注意や指導をしていなかった。</p> <p>本件契約には、「カードの紛失・盗難による不正使用があった場合は、会員が一切の責任を負う」との特約あり。</p>	<p>過失責任主義に照らし、カードの不正使用に関して会員に全く過失がない場合にまで、会員が全面的な責任を負うとする本件特約は、極めて不合理な結果をもたらすものであり、制限的に解釈されるべき。</p> <p><u>会員自身が責任を負い、システム設営者が保護されるためには、会員の側に、カードの不正使用者が会員本人であるという外観を作出したことについての帰責事由があり、他方でその外観を信頼したシステム設営者の側に保護に値する事由があることが必要。</u></p> <p>換言すれば、本件特約を適用するには、会員において、カード及び暗証番号の管理等について、通常人であれば尽くすべき注意義務を怠った過失があり、システム設営者について、システムの設計、カードや暗証番号の管理等に関する注意喚起、不正使用の疑いの有無等の監視を含む日常的なシステムの管理、会員がカードを使用して具体的な金銭消費貸借契約を締結する際の監視等、<u>システム全体を通して安全性を確保するために注意を尽くしていることが必要。</u></p>	<p>貸金業者は、カードを発行する際に、カードの危険性やその不正使用があった場合の会員の責任等について説明を尽さず、また、Aが入会申込書をしている者の傍らにあり、その暗証番号を盗み見しうる危険な状況にあることを認識しながら、暗証番号の秘匿等に関して何らの注意をしておらず、<u>カードや暗証番号の管理等に関し、会員に対する注意喚起等を怠っていた。</u></p> <p>Aは常軌を逸するほど多数回にわたってATMを操作しており、また、従業員らはAと面識があったのであるから、貸金業者が不正使用の疑いの有無等の監視を含む日常的なシステムの管理を尽し、会員がカードを使用して具体的な金銭消費貸借契約を締結する際の監視を尽していれば、より早期にAの犯罪が発覚していたというべきであるのに、貸金業者は何らの不審を抱いておらず、カード取引システムの管理者に求められるシステム全体を通しての安全性確保のための注意に欠けるところがあった。</p>	<p>暗証番号を盗み見られた上、安易にカードを交付した会員には、カード及び暗証番号の管理等に全く落ち度が無いということはできないが、本件会員は、<u>Aによる詐欺の被害者であるというべきであって、全く帰責事由がないとはいえないものの、その帰責性は相当に希薄である。</u></p>	<p>会員には、カードの不正使用についての帰責事由が全くないとはいえないものの、その帰責性は相当に希薄なものというべきであるのに対し、貸金業者には、これを保護するに値する相当の事由があるとはいえない。</p> <p>⇒本件特約を適用することはできない(貸金業者が損害負担)</p>